

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省・環境省令第三号）（抄）…………… 1

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において「ロールオン・ロールオフ旅客船」とは、自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する旅客船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条に規定する旅客船をいう。以下同じ。）であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第十九条の二十六第二項の規定により同条第一項の規定を適用しないこととされた船舶を除く。以下「指標確認対象船舶」という。）であるものをいう。</p> <p>2 この省令において「クルーズ旅客船」とは、貨物を積載するための甲板を有さず、専ら旅客の宿泊を伴う航海に従事する旅客船であつて、指標確認対象船舶であるものをいう。</p> <p>3 この省令において「タンカー等」とは、タンカー及び有害液体物質ばら積船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第一条第五項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。）であつて、指標確認対象船舶であるものをいう。</p> <p>4 この省令において「液化ガスばら積船」とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第四百二十二条に規定する液化ガスばら積船であつて、指標確認対象船舶であるもの（次項に規</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条</p> <p>この省令において「タンカー等」とは、タンカー及び有害液体物質ばら積船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第一条第五項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。）であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第十九条の二十六第二項の規定により同条第一項の規定を適用しないこととされた船舶を除く。以下「指標確認対象船舶」という。）であるものをいう。</p> <p>2 この省令において「液化ガスばら積船」とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第四百二十二条に規定する液化ガスばら積船であつて、指標確認対象船舶であるものをいう。</p>

定する液化天然ガス運搬船を除く。)をいう。

5| この省令において「液化天然ガス運搬船」とは、専らばら積みの液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶であつて、指標確認対象船舶であるものをいう。

6| この省令において「貨物船」とは、旅客船、タンカー等、液化ガスばら積船及び液化天然ガス運搬船以外の船舶であつて、指標確認対象船舶であるものをいう。

7| 5| 9| (略)

10| この省令において「ロールオン・ロールオフ貨物船」とは、自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する貨物船をいう。

11| この省令において「自動車運搬船」とは、ロールオン・ロールオフ貨物船のうち、二層以上の甲板を有し、かつ、専ら自動車のみを貨物として運送するものをいう。

12| この省令において「一般貨物船」とは、第七項から前項までに規定する貨物船以外の貨物船をいう。

13| (略)

第二条 (略)

船舶の用途 一 ロールオン・ロールオフ旅客船	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準
	Dwが一十トン以上 Dwが二百五十トン以上一十トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が714.552Dw ^{-0.381} 以下であること。 二酸化炭素放出抑制指標の値が752.16Dw ^{-0.381} (1-0.05 Dw ^{-0.381} / 750)以下であること。

(新設)

3| この省令において「貨物船」とは、旅客船(船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第八条に規定する旅客船をいう。)、タンカー等及び液化ガスばら積船以外の船舶であつて、指標確認対象船舶であるものをいう。

4| 5| 6| (略)

(新設)

7| この省令において「一般貨物船」とは、第四項から前項までに規定する貨物船及び自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する貨物船以外の貨物船をいう。

8| (略)

第二条 (略)

船舶の用途 (新設)	船舶の大きさに関する指標 (新設)	二酸化炭素放出抑制指標の基準 (新設)
(新設)	(新設)	(新設)

